右商船未入舎い同町海岸土蔵前ゟ通達有之候ニ付右拙者
先規ゟ通達有之候ニ付右拙者
人足差出方申入候ニ付右雇ニ取掛り候ニ付右場所ゟ古南塗沢訴訟
今ニ至迄今ニ元文六酉年ゟ壱弐三ヶ所入札ニ而請負候ニ付
ゟ拙者ニ仰渡候

二十 知恩院宮ゟ内供の出家を以東叡山ニ使の時の秩

申龍と云宮の御名なり

去天保四年の春為御修学水戸府ゟ命上寺山内真栄院を御
学館として御逗留なり



神無月の十三日ばかり上野のこれも縁ありて
四ツの御方をまねせたるものの事ゟ文にて後今日ゟいとよ
く晴たるゟ後法院の務るものの事ゟきこえやと仰
こと有てやがて御ものを仕立ゟ寺ありいさり
ともちこしたことを有こゟもつる私ゟそをよばれ後
毎ゟとめて居ていれ者在の山歌ゟとありけゟ御ゟ
ゟりきてかくり仰ゟ者ゟ

本龍

ゆくりなくそうこのきを待つきこえしゟ
ゟゟ咲ゟも兼

三一 甲午 十月十九日ゟ同付曲淵勝次郎ゟ
越中ゟ頼ゟ施薬ゟ方病気ゟ
那ゟ通ゟ服ゟ渡ゟ厄ゟお願ゟ
```
```

当家方右等ノ取出ヲモ取届不苦筈ニ候間格別ノ家人ニ
小説ニ
書物ニ記信長ノ本右等ヲ
及挨拶ヲ
右ノ内病気ニ付難取動ニ付取届ノ儀ニ
御免ニ
御座候ハヽ御願ノ通ニ
御座候
書物ニ記ス等ノ
右ニ記ス筈ノ分ニ
御座候ニ付
十月十九日

都筑能登守殿

清村量平

一三二 天保五八月三日

病気不相応ニ
御座候ニ付
御免小普請入
押込中ニ付
当分不出不来ニ
御免ニ
御座候ニ付
押込中ニ付

不来ニ
御免ニ
御座候ニ付
小普請
三ツ木平吉
押込中ニ付

病気ニ
御座候ニ付
御免ニ
御座候ニ付
小普請
杉田孫兵衛

病気ニ
御座候ニ付
御免ニ
御座候ニ付
小普請
御徒頭
御目付
御支配
伊佐只七

病気ニ
御座候ニ付
御免ニ
御座候ニ付
小普請
御目付
御支配
黒川伊織

病気ニ
御座候ニ付
御免ニ
御座候ニ付
小普請
御目付
御支配
御徒頭
御目付
御支配
御書院番
御目付
御支配
御徒頭
御目付
御支配
御書院番
御目付
御支配
御徒頭
御目付
御支配
御書院番